

知れば得する“ぎかい”のキホン

第10回

議員の身分

今回は、わたしたち議員の身分について見てみましょう。

●議員の地位

わたしたち議員は、町民の皆様からの直接選挙で選ばれて初めて地位を得ます。特別職の公務員となります。任期は4年です。

●兼職の禁止

議員は主に次のような職を兼ねることができません。

- ・国会議員
- ・他地方公共団体議員



- ・知事、市区町村長
- ・地方公共団体職員
- ・裁判官
- ・選挙管理委員
- ・行政委員会関係
- （教育委員会委員等）
- ・固定資産評価委員
- など

が、白鷹町では4月末が任期満了のため、4月中に当選しても5月1日から議員となります。身分を失う場合は主に次のとおりです。

●兼業の禁止

不正を防ぎ、住民の疑念や不信を招かないよう兼業を禁止しています。例えば、白鷹町の工事などの請負をすること、また請負をする法人の役員などを兼ねることが禁止されています。

- ・任期満了
- ・議員辞職
- ・死亡
- ・除名
- ・被選挙権の喪失
- ・兼職を禁止された職への就職
- ・兼業禁止規定への抵触
- ・選挙または当選の無効の確定
- など

●身分を得るとき失うとき

原則として当選した日から議員となります。

●議員の権限（権利）

議員の権限は、会議における権限と会議外における権限に分かれます。

- 会議における権限
- ・動議の提出権
- ・質疑、質問、討論の発言権
- ・賛成、反対を表示できる表決権
- など

- ・委員就任の義務
- ・懲罰に服する義務
- など

●懲罰

正当な理由なく会議に欠席した場合や、会議中に暴言や誹謗中傷など秩序維持や品位保持に反する言動をした場合など、次のような懲罰を科せられることがあります。

- 議員の義務
- 主に次のような義務があります。
- ・招集に応じ会議に出席する義務
- ・規律を守る義務
- ・公開の議場における陳謝
- ・一定期間の出席停止
- ・除名

